

薬包紙

第112回

在宅介護委員

本庄宏旭



一般社団法人岐阜県薬剤師会

薬物乱用という言葉を知ったことがあるか？薬物乱用とは、医療目的に反して不正に使用することを指します。一般的に覚せい剤や大麻、麻薬などが有名です。

薬局やドラッグストアなどで販売されている一般用医薬品（以下OTC医薬品とする）にも、厚生労働省が定めた乱用性のある成分が含まれている薬があります。直近ではOTC医薬品の咳止め薬の乱用が流行しているという事例が報告されています。そこで今回は多くの咳止め薬に含有されているジヒドロコデインリン酸塩という成分に着目してみましよう。

ジヒドロコデインリン酸塩は麻薬であるモルヒネと構造式が似ており、用法用量を守らずに大量に服用すると、薬物依存を生じることがあります。薬の添付文書にも「過量服用・長期連用しないでください」等の記載があります。またこの成分は多様な風邪薬の鎮咳成分としても含まれています。ですので、風邪薬と咳止め薬の成分を確認せずに併用すると、用法用量を守っているのにも関わらず、

乱用性のある一般用医薬品について

過量服用になり薬物乱用へとつながる可能性があります。また、添付文書には「5〜6回服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談してください」とも書いてあります。添付文書をよく読んで、十分注意するようにしてください。

体調が悪くなった際、近隣の薬局やドラッグストアで風邪薬、咳止め薬や鼻炎薬など気軽に購入されていると思います。また、いつもの薬だから安全だろうと思って服用されているのではないでしようか。

今回紹介した成分だけが乱用性のある成分ではありません。注意が必要なOTC医薬品がたくさんあることを知っておいてください。購入する際は、ご自身の判断だけでなく、薬剤師もしくは登録販売者に相談するようにしましょう。

もし、周りで薬物乱用をしているような方がいらっしゃいましたら、各県の薬物乱用防止相談窓口に相談してください。